

2023年4月17日現在

## 「公務員試験 集中講義！民法Iの過去問」追録

2023年4月施行の法改正に伴う修正点です。初版第2刷で反映いたします。

### ●187 ページ 問題 2-20 の解説 選択肢 1 (文章追加)

「～という方法を民法は選択している (233 条 1 項)。」以降に文章追加

追加：ただし、切除を催告して相当期間内に切除されないときや所在不明などの場合には、自ら切除することができる (同条 3 項)

### ●187 ページ 問題 2-20 の解説 選択肢 1 (条文修正)

修正前：自ら切除できるとされている (233 条 2 項)。

修正後：自ら切除できるとされている (233 条 4 項)。

### ●187 ページ 問題 2-20 の解説 選択肢 5 (文章差し替え)

修正前：延焼防止は地域の安全に重要で、隣地所有者にも利益になる。このような場合には、裁判所は、AにB所有地への立入りを認めることができる (209 条 1 項本文, 414 条 2 項但書)。

以上の文章を削除して、以下に差し替え

修正後：このような場合に対処するために、法は境界やその付近での障壁や建物等の築造や修繕などのために隣地を使用する権利を認めている (209 条 1 項柱書本文, 隣地使用権)。

### ●191 ページ ポイント整理 (文章差し替え)

修正前：当然には共有物の明渡しを請求できない。

修正後：持分の過半数の決定で共有物の明渡しを請求できる。

### ●193 ページ 問題 2-22 の解説 選択肢 1 (条文修正)

修正前：～持分の価格に従いその過半数によって決する (252 条)。

修正後：～持分の価格に従いその過半数によって決する (252 条 1 項本文)。

### ●193 ページ 問題 2-22 の解説 選択肢 3 (条文修正)

修正前：～同意がなければ行なうことができない (251 条)。

修正後：～同意がなければ行なうことができない (251 条 1 項)。

●194 ページ 問題 2-23 選択肢 1 (文章差し替え)

修正前：当然に共有物の明渡しを請求することができる。

修正後：、持分の多寡に関わらず、共有物の明渡しを請求することができる。

●195 ページ 問題 2-23 の解説 選択肢 2 (全文差し替え)

選択肢 2 を以下のように全文差し替え

他の共有者は持分の過半数による決定で引渡しを請求できる。

共有者の一人が他の共有者と協議しないまま自己の持分に基づいて現に共有物を占有している場合、他の共有者は、持分の過半数の決定に基づいて、当該占有者に共有物の明け渡しを請求することができる (252 条 1 項)。共有物の使用は、本来、共有者間の協議に基づいて行われるべきであって、協議を経ずに勝手に共有物を使用することは許されない。252 条 1 項但書が「共有物を使用する共有者があるときも、同様とする」と規定するのは、上記のような引渡請求を許容する意味である。

●194 ページ 問題 2-23 の解説 選択肢 3 (条文修正)

修正前：特別縁故者 (958 条の 3) とは、たとえば～

修正後：特別縁故者 (958 条の 2) とは、たとえば～

●197 ページ 問題 2-24 の解説 選択肢 2 (条文修正)

修正前：～持分の過半数で決する (252 条)。

修正後：～持分の過半数で決する (252 条 1 項)。

以上

株式会社 実務教育出版